

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について

このことについて、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則を一部改正したいので、別添案を添えて請議します。

平成28年3月28日提出

教育長 野村道朗

説明

この案を提出するのは、行政不服審査法の全部改正及び職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があるからである。

## 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正の概要

### 1 改正の概要

行政不服審査法の全部改正（平成26年6月13日公布、平成28年4月1日施行）及び職員の給与に関する条例の一部改正（平成28年4月1日施行予定）に伴う規定の整理

### 2 改正の内容

#### (1) 行政不服審査法関係

行政不服審査法の全部改正により、審査請求をすることができる期間が3か月に延長（現行は60日）されることに伴い、様式の教示文言を改める。

#### (2) 職員の給与に関する条例関係

職員の給与に関する条例の一部改正により、給料表のうち行政職給料表(二)が削除されたことに伴い、別表の規定を整理する。

### 3 施行期日

平成28年4月1日

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

愛知県教育委員会委員長 佐藤 元 英

### 愛知県教育委員会規則第十号

#### 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年愛知県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表口の表第一号区分の項及び第二号区分の項を次のように改める。

第一号区分	第二号区分
一 平成十八年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において適用されていた職員の給与に関する条例（以下「平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の職員給与条例」という。）の行政職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの	一 平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の職員給与条例の行政職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であったもの
二 平成二十八年四月一日以後適用されている職員の給与に関する条例（以下「平成二十八年四月以後の職員給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの	二 平成二十八年四月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であったもの

別表口の表第三号区分の項第一号中「平成十八年四月以後の職員給与条例」を「平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の職員給与条例」に改め、同項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 平成二十八年四月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの

別表口の表第四号区分の項第一号中「平成十八年四月以後の職員給与条例」を「平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の職員給与条例」に改め、同項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 平成二十八年四月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの

別表口の表第五号区分の項第一号中「平成十八年四月以後の職員給与条例」を「平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の職員給与条例」に改め、同項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 平成二十八年四月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの

別表口の表第六号区分の項第一号中「平成十八年四月以後の職員給与条例」を「平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の職員給与条例」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「第五号区分の項第五号」を「第五号区分の項第六号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第五号区分の項第三号」を「第五号区分の項第四号」に改め、同号を同項第四号と

し、同項第二号中「第五号区分の項第二号」を「第五号区分の項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 平成二十八年四月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの

別表口の表第七号区分の項第一号中「平成十八年四月以後の職員給与条例」を「平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の職員給与条例」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「第五号区分の項第三号及び第六号区分の項第三号」を「第五号区分の項第四号及び第六号区分の項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第五号区分の項第二号及び第六号区分の項第二号」を「第五号区分の項第三号及び第六号区分の項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 平成二十八年四月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの

様式第一号(裏)中「日」を「月」に改める。  
「60」を「3」

様式第一号の二(裏)及び様式第一号の三(裏)中「錮」を「錮」に、「日」を「月」に改める。  
「60」を「3」

様式第一号の四(裏)、様式第一号の五(裏)及び様式第一号の七(裏)中「日」を「月」に改める。  
「60」を「3」

#### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

(職員の区分)

第二条の十 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表イ又はロの表の下欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の下欄に掲げる二以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

新

別表(第二条の十関係)

別表(第二条の十関係)

旧

イ 略

イ 略

ロ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての

ロ 同上

表

第一号区分	第二号区分	第三号区分
<p>平成十八年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において適用されていた職員の給与に関する条例(以下「平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の職員給与条例」という。)の行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの</p> <p>平成二十八年四月一日以後適用されている職員給与に関する条例(以下「平成二十八年四月以後の職員給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの</p>	<p>平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の職員給与条例の行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であったもの</p> <p>平成二十八年四月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であったもの</p>	<p>平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の職員給与条例の行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの</p> <p>平成二十八年四月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの</p>
<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>

第四号区分	五	略
	六	略
第五号区分	一	平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の職員給与 条例の行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属 する職務の級が六級であったもの
	二	平成二十八年四月以後の職員給与条例の行政職給料表 の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であ つたもの
第六号区分	一	平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の職員給与 条例の行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属 する職務の級が四級であったもの
	二	平成二十八年四月以後の職員給与条例の行政職給料表 の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であ つたもの
第六号区分	三	平成十八年四月以後平成十九年三月以前の職員給与条 例の教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)の適用を受け ていた者でその属する職務の級が二級であったもの(第 五号区分の項第三号に掲げる者を除く。)
	四	のうち県教育

第四号区分	四	略
	五	略
第五号区分	一	平成十八年四月以後の職員給与条例の行政職給料表 (一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級 であったもの
	二	略
第六号区分	一	平成十八年四月以後平成十九年三月以前の職員給与条 例の教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)の適用を受け ていた者でその属する職務の級が二級であったもの(第 五号区分の項第二号に掲げる者を除く。)
	二	のうち県教育

第八号区分の項 略	<p>委員会の定めるもの</p> <p>四 平成十九年四月以後の職員給与条例の教育職給料表          (一)又は教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの(第五号区分の項第四号に掲げる者を除く。)のうち県教育委員会の定めるもの</p> <p>五 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表          (二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの(第五号区分の項第六号に掲げる者を除く。)</p> <p>六 略</p>	<p>第七号区分</p> <p>一 平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の職員給与条例の行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの</p> <p>二 平成二十八年四月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの</p> <p>三 平成十八年四月以後平成十九年三月以前の職員給与条例の教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったもののうち県教育委員会の定めるもの又は二級であったもの(第五号区分の項第三号及び第六号区分の項第三号に掲げる者を除く。)のうち県教育委員会が定めるもの</p> <p>四 平成十九年四月以後の職員給与条例の教育職給料表          (一)又は教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったもののうち県教育委員会の定めるもの又は二級であったもの(第五号区分の項第四号及び第六号区分の項第四号に掲げる者を除く。)のうち県教育委員会が定めるもの</p> <p>五 略</p> <p>六 略</p>
--------------	---	---

同上	<p>委員会の定めるもの</p> <p>三 平成十九年四月以後の職員給与条例の教育職給料表          (一)又は教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの(第五号区分の項第三号に掲げる者を除く。)のうち県教育委員会の定めるもの</p> <p>四 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表          (二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの(第五号区分の項第五号に掲げる者を除く。)</p> <p>五 略</p>	<p>第七号区分</p> <p>一 平成十八年四月以後の職員給与条例の行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの</p> <p>二 平成十八年四月以後平成十九年三月以前の職員給与条例の教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったもののうち県教育委員会の定めるもの又は二級であったもの(第五号区分の項第二号及び第六号区分の項第二号に掲げる者を除く。)のうち県教育委員会が定めるもの</p> <p>三 平成十九年四月以後の職員給与条例の教育職給料表          (一)又は教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったもののうち県教育委員会の定めるもの又は二級であったもの(第五号区分の項第三号及び第六号区分の項第三号に掲げる者を除く。)のうち県教育委員会が定めるもの</p> <p>四 略</p> <p>五 略</p>
----	---	--

新  
様式第1号（第5条の8、第5条の10関係） （表） 略

（裏）

（支給制限処分の理由）
（公立学校職員の退職手当に関する条例第12条第1項ただし書に規定する事情に関し勘案した内容についての説明）
<p>（教示）</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に、                      に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、                      を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において                      を代表する者は、                      となります。）。</p> <p>3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、                      を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において                      を代表する者は、                      となります。）。</p>

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
  - 2 条例第14条第1項（同項第3号に該当するときに限る。）又は第2項の規定による処分の場合には、この様式（裏）中「支給制限処分の理由」とあるのは、「懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由」とする。
  - 3 条例第14条第1項の規定による処分の場合には、この様式（裏）中「事情」とあるのは、「事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡」とする。



旧

様式第1号（第5条の8、第5条の10関係）（表） 略

（裏）

<p>（支給制限処分の理由）</p>
<p>（公立学校職員の退職手当に関する条例第12条第1項ただし書に規定する事情に関し勘案した内容についての説明）</p>
<p>（教示）</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、 に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において を代表する者は、 となります。）。</p> <p>3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において を代表する者は、 となります。）。</p>

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
  - 2 条例第14条第1項（同項第3号に該当するときに限る。）又は第2項の規定による処分の場合には、この様式（裏）中「支給制限処分の理由」とあるのは、「懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由」とする。
  - 3 条例第14条第1項の規定による処分の場合には、この様式（裏）中「事情」とあるのは、「事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡」とする。



（裏）

<p>（支払差止処分の理由）</p>
<p>（支払差止処分の取消し）</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合</li><li>2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）であつて、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日から6か月を経過した場合</li><li>3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合</li></ol>
<p>（教示）</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、<input type="text"/> に対して審査請求をすることができます。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、<input type="text"/> に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。</li><li>2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求等のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、<input type="text"/> を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において <input type="text"/> を代表する者は、<input type="text"/> となります。）。</li><li>3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、<input type="text"/> を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において <input type="text"/> を代表する者は、<input type="text"/> となります。）。</li></ol>

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

新

様式第1号の3（第5条の9条関係）（表）略

（裏）

<p>(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)</p> <p>(思料される犯罪に係る罰条： )</p>
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合</li><li>2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除きます。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合</li><li>3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合</li><li>4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合</li></ol>
<p>(教示)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に、 に対して審査請求をすることができます。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3か月</u>が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、 に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。</li><li>2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求等のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において を代表する者は、 となります。）。</li><li>3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において を代表する者は、 となります。）。</li></ol>

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 条例第13条第2項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分の場合には、この様式（裏）中「公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由」とあるのは「懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由」とし、「（思料される犯罪に係る罰条： ）」を抹消する。

（裏）

<p>（公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由）</p> <p>（思料される犯罪に係る罰条： <input type="text"/>）</p>
<p>（支払差止処分の取消し）</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合</li><li>2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除きます。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合</li><li>3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合</li><li>4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合</li></ol>
<p>（教示）</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、 <input type="text"/> に対して審査請求をすることができます。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、 <input type="text"/> に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。</li><li>2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求等のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、 <input type="text"/> を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において <input type="text"/> を代表する者は、 <input type="text"/> となります。）。</li><li>3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、 <input type="text"/> を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において <input type="text"/> を代表する者は、 <input type="text"/> となります。）。</li></ol>

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 条例第13条第2項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分の場合には、この様式（裏）中「公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由」とあるのは「懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由」とし、「（思料される犯罪に係る罰条：）」を抹消する。

新  
 様式第1号の4（第5条の9関係） （表） 略

（裏）

<p>（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由）</p>
<p>（支払差止処分の取消し）                  この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。</p> <p>1 この処分を受けた者が公立学校職員の退職手当に関する条例第14条第2項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から1年を経過した場合</p> <p>2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合</p>
<p>（教示）</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に、                  に対して審査請求をすることができます。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3か月</u>が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、                  に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求等のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、                  を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において                  を代表する者は、                  となります。）。</p> <p>3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、                  を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において                  を代表する者は、                  となります。）。</p>

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。



新  
様式第1号の5（第5条の11、第5条の12関係）（表）略

（裏）

(返納命令の理由)
(条例第12条第1項ただし書に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)
(教示) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して <u>3か月</u> 以内に、 に対して審査請求をすることができます。 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において を代表する者は、 となります。）。 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において を代表する者は、 となります。）。

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 条例第15条第1項（同項第3号に該当するときに限る。）又は第16条第1項の規定による処分の場合には、この様式（裏）中「返納命令の理由」とあるのは、「懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由」とする。





新  
様式第1号の7（第5条の13関係）（表） 略

（裏）

<p>（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由）</p>
<p>（条例第17条第6項の規定により勘案した内容についての説明）</p>
<p>（教示）</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に、 に対して審査請求をすることができます。</li><li>2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において を代表する者は、 となります。）。</li><li>3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において を代表する者は、 となります。）。</li></ol>

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
  - 2 条例第17条第4項又は第5項の規定による処分の場合には、この様式（裏）中「懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由」とあるのは、「納付命令の理由」とする。

旧  
様式第1号の7（第5条の13関係）（表） 略

（裏）

<p>（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由）</p>
<p>（条例第17条第6項の規定により勘案した内容についての説明）</p>
<p>（教示）</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、 に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において を代表する者は、 となります。）。</p> <p>3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において を代表する者は、 となります。）。</p>

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 条例第17条第4項又は第5項の規定による処分の場合には、この様式（裏）中「懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由」とあるのは、「納付命令の理由」とする。